令和６年

双 葉 町 議 会 会 議 録

第４回定例会

12月11日開会～12月13日閉会

双　葉　町　議　会

令和６年第４回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 …… １
応招・不応招議員 …… ２

第　１　日　（１２月１１日）
議事日程 …… ３
出席議員 …… ４
欠席議員 …… ４
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… ４
職務のため議場に出席した者の職氏名 …… ４
開　　会 …… ５
開　　議 …… ５
議事日程の報告 …… ５
会議録署名議員の指名 …… ５
会期の決定 …… ５
諸般の報告 …… ５
行政報告 …… ６
議案第６８号から議案第８１号までの一括上程 …… ８
議案第６８号から議案第８１号までの提案理由の説明 …… ９
散　　会 …… １１

第　２　日　（１２月１２日）
議事日程 …… １３
出席議員 …… １４
欠席議員 …… １４
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… １４
職務のため議場に出席した者の職氏名 …… １４
開　　議 …… １５
議事日程の報告 …… １５
一般質問 …… １５
　３番　作　本　信　一　君 …… １５

　７番　高　萩　文　孝　君 ……………………………………………………………………２１
　５番　菅　野　博　紀　君 ……………………………………………………………………２７
発言の訂正 …………………………………………………………………………………………３３
　２番　小　川　貴　永　君 ……………………………………………………………………３３
　１番　山　根　辰　洋　君 ……………………………………………………………………３５
散　　会 ……………………………………………………………………………………………４３

第　３　日　（１２月１３日）

議事日程 ……………………………………………………………………………………………４５
出席議員 ……………………………………………………………………………………………４６
欠席議員 ……………………………………………………………………………………………４６
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 ………………………………４６
職務のため議場に出席した者の職氏名 …………………………………………………………４６
開　　議 ……………………………………………………………………………………………４７
議事日程の報告 ……………………………………………………………………………………４７
諸般の報告 …………………………………………………………………………………………４７
議案第６８号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………４７
議案第６９号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………４８
議案第７０号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………４９
議案第７１号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………４９
議案第７２号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５１
議案第７３号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５２
発言の訂正 …………………………………………………………………………………………５３
議案第７４号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５４
議案第７５号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５４
議案第７６号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５５
議案第７７号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５６
議案第７８号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５６
議案第７９号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５８
議案第８０号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………５９
議案第８１号の質疑、討論、採決 ………………………………………………………………６１
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 …………………………………………………６２
閉　　会 ……………………………………………………………………………………………６２

１２月定例町議会

（第１号）

６双葉町告示第２７号

令和６年第４回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年１１月２１日

双葉町長　　伊　　澤　　史　　朗

１．期　　日　　令和６年１２月１１日（水）
午前９時

２．場　　所　　双葉町役場　議場

○応招・不応招議員

○応招議員（７名）

１番	山 根 辰 洋 君	２番	小 川 貴 永 君
３番	作 本 信 一 君	５番	菅 野 博 紀 君
６番	岩 本 久 人 君	７番	高 萩 文 孝 君
８番	伊 藤 哲 雄 君		

○不応招議員（なし）

令和６年第４回双葉町議会定例会議事日程（第１号）

令和６年１２月１１日（水曜日）午前９時開会

	開　　会	
日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	監査・検査結果報告 第１４回全国原子力発電所立地議会サミット報告 双葉地方広域市町村圏組合議会報告
日程第４	行政報告	
日程第５	議案第６８号	専決処分の承認について 専決第４号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第３号）
日程第６	議案第６９号	双葉町手話言語条例の制定について
日程第７	議案第７０号	双葉町農業用施設等の無償貸付け及び譲与に関する条例の制定について
日程第８	議案第７１号	双葉町消防団消防屯所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第９	議案第７２号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第７３号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第７４号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第７５号	町道路線の認定について
日程第13	議案第７６号	土地の取得について
日程第14	議案第７７号	土地の取得について
日程第15	議案第７８号	令和６年度双葉町一般会計補正予算（第４号）
日程第16	議案第７９号	令和６年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第17	議案第８０号	令和６年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第18	議案第８１号	令和６年度双葉町下水道事業会計補正予算（第２号）
	散　　会	

○出席議員（７名）

１番	山根辰洋君	２番	小川貴永君
３番	作本信一君	５番	菅野博紀君
６番	岩本久人君	７番	高萩文孝君
８番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	平岩邦弘君
副町長	森　隆史君
教育長	舘下明夫君
総務課長兼コミュニティーセンター所長兼秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼産業交流センター所長	横山　敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼生涯学習課長	木幡　勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上　崇
書記	土屋美香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　おはようございます。ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年第４回双葉町議会定例会を開会します。

（午前　９時００分）

○議長（伊藤哲雄君）　５番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可します。

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、５番、菅野博紀君、６番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、12月４日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月13日までの３日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの３日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの３日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、第14回全国原子力発電所立地議会サミットの報告、双葉地方広域市町村圏

組合議会の報告をします。
お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君）　日程第４、行政報告を行います。
町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。令和６年第４回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

９月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

９月13日、いわき市植田町の八幡台やまたまやにおいて、双葉町敬老会を開催し、県内外から約100名の方に参加いただきました。式典では３組の金婚夫婦に福島民報社から表彰状と記念品が贈られました。

敬老会式典後には、行政区に分かれて昼食交流会が行われるとともに、双葉町芸術文化団体連絡協議会の標葉せんだん太鼓保存会、コーラスふたば、ＪＡスマイル大正琴の演奏が披露され、参加された皆さんは、楽しいひとときを過ごされていました。

９月27日、中野地区復興産業拠点へ立地する株式会社田中と企業立地協定を締結しました。これによりまして、計24件の立地協定を締結しております。

９月28日、29日、今年度18歳から20歳を迎える町民の皆さんを対象に、まち歩きや参加者同士の交流を通じて、ふるさと双葉町を感じてもらうことを目的とした「新成人チャレンジ事業“ふるさとを、見よう”プロジェクト」を実施しました。県内外の避難先から20名の方に参加いただき、双葉町内の復興状況や、ふたば幼稚園旧園舎など震災当時のまま残っている建物を見学しました。また、町内で活動する若い世代の町民との交流会も開催し、参加者からは「双葉町がふるさとだという気持ちが芽生えた」との声も聞こえ、ふるさと双葉町を感じていただくことができました。

10月５日、武藤容治経済産業大臣が、11月６日には伊藤忠彦復興大臣と輿水恵一復興副大臣が、11月18日には大串正樹経済産業副大臣が就任挨拶のため来町されました。意見交換の中で、帰還困難区域全域の避難指示解除を実現するため、特定帰還居住区域のインフラ整備に必要な支援や第二期復興・創生期間以降の財政支援などを強く要望いたしました。

10月５日、６日、産業交流センター前において「ふーふーふーふたばフードフェス2024」を開催いたしました。県内外のグルメを楽しめる約30ブースの出店とステージイベントが行われ、雨模様の中ではありましたが、２日間で約１万1,000名の来場者により大いににぎわいました。

10月５日、６日、今後解体を予定しているふたば幼稚園旧園舎と双葉中学校旧校舎の見学会を実施

しました。県内外から約400名の方に参加いただき、参加された方は当時の様子とともに思い出をたどり、友人たちや恩師との再会の喜びを分かち合いながら、かつての学び舎との別れを惜しんでいました。

10月８日から10月24日まで県内外11会場において町政懇談会を開催しました。計11回開催し、159名の町民の皆さんに参加いただきました。今回の町政懇談会では、私から町の復興に関する取組を報告した後、担当課長から町内の復興状況や特定帰還居住区域復興再生計画、住宅再建支援事業などについて説明を行い、町民の皆さんから町政全般に対するご質問やご要望、ご意見などをいただきました。町政懇談会で出された意見などは、町議会などで内容を報告するとともに、今後の町政運営に生かしてまいります。

10月12日、東日本大震災・原子力災害伝承館のアーカイブ広場において、第58回双葉町町民体育祭を開催しました。震災後はふたばスポーツフェスティバルとして継続してきましたが、今年度から名称を町民体育祭に戻して再開することができました。当日は、晴天の中、避難先から参加された方や、町内に移住された方など約180名の方が参加し、参加者全員で体を動かすことで健康増進の一助とともにスポーツを通じた交流を深めることができました。

10月中旬、避難指示が解除された上羽鳥地区と水沢地区の米の試験ほ場２カ所で放射性物質検査のため一部収穫しました。当町では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以降、一部の野菜の出荷制限は解除されたものの、米の作付制限が続いております。昨年度末に一部の農業用水利が復旧したことから、それぞれ約10ａの試験ほ場に福島県オリジナル品種である「天のつぶ」の苗を作付しました。収穫した米の検査を行ったところ、一般食品の放射性セシウム濃度の基準値未満となり、安全性が確認されました。来年度以降も町内でほ場を変えながら試験栽培を継続し、米の出荷ができるように取り組んでまいります。

10月19日、町立学校体育館において幼稚園、小・中学校による合同文化祭「栴檀祭」が開催されました。園児、小学１年生から４年生による劇や演奏の披露から始まり、５年生と６年生は、町で生産、出荷しているブロッコリーを通じて、「双葉町のためにできること」としての探究活動を発表しました。中学生は「未来を描こう～夢ひらく双葉町～」と題し、双葉町内での職場体験で感じたことを発表しました。また、小学４年生から中学３年生は、標葉せんだん太鼓保存会の皆さんから指導をいただいたせんだん太鼓を披露するなど、日ごろの練習成果を存分に発揮することができました。

10月26日、双葉駅前広場において令和６年双葉町消防団検閲式を開催しました。渡辺浩美団長以下、県内外から約40名の消防団員が式に臨み、石橋清則技術分団長の号令の下、閲団、通常点検などを行いました。地域の安全安心を守るため、自らの規律保持と士気高揚を図る消防団の姿を目の当たりにし、大変頼もしく感じたところです。令和４年８月に町への帰還を果たして以降、住民帰還が進んでおり、地域の防災力強化が重要となることから、引き続き関係機関と連携して消防力の向上に取り組んでまいります。

11月３日、双葉町役場庁舎において双葉町表彰式を執り行いました。功労表彰として１名の方、永年勤続表彰として７名の方、感謝状として３名の方を表彰し、表彰状と記念品を贈呈しました。表彰を受けられた方々には、これまで消防活動や地方自治行政の進展、並びに双葉町民の絆の維持などに貢献されたことに対して、心から感謝の意を申し上げるとともに、双葉町の復旧・復興に向けた諸課題への対応に今後とも一層のお力添えをお願い申し上げました。

11月12日、内堀雅雄福島県知事が旧双葉中学校と県の代行整備で建設した駅西住宅を視察されました。町内視察に引き続き、双葉町消防団の団員の皆さんとの意見交換を行いました。内堀知事からは、渡辺浩美団長以下、参加された消防団員に対し、入団のきっかけや消防活動で感じたやりがいなど、一人一人にお声がけいただいた後、これまでの消防活動に対して敬意を表したいとの激励の言葉をいただきました。

11月17日、第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。双葉町選手団は、郡山ヒロセ開成山陸上競技場から福島県庁前までの８区から16区のオープン参加での出場となりましたが、大会前に試走を行い、チームワークを高め、選手一人一人の気持ちを一つに大会に臨みました。選手の頑張りは、町民の皆さんに元気と感動を与えていただいたものと思います。監督、コーチ、選手、そしてご支援いただきました関係者の皆さんに改めて感謝申し上げます。

11月29日、国登録有形文化財旧三宮堂田中医院診療所の改修工事が終了し、移住定住相談センターを開所しました。今後、本施設を一般社団法人ふたばプロジェクトが移住定住相談業務の拠点として活用することで、地域の方との新たな交流の場となることを期待しております。

12月３日、令和６年度第４回双葉町学校設置検討委員会が開催されました。町内での学校再開に向けた学校教育の在り方や必要となる教育施設の整備などを議論いただき、基本計画案が策定されました。今後、基本計画に沿った教育施設の整備を進めていくとともに、双葉町ならではの教育カリキュラム策定に取り組むことになります。なお、今回策定いただきました基本計画案を踏まえ、今後開催される双葉町総合教育会議において、基本計画を決定することになりますが、改めて町議会へ報告いたします。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。提出議案につきましては、専決処分の承認が１件、条例の制定が３件、条例の一部改正が３件、町道路線の認定が１件、土地の取得が２件、令和６年度補正予算（案）が４件、合わせて14件となりますので、慎重なるご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げて、行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君）　これで行政報告を終わります。

◎議案第６８号から議案第８１号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君）　日程第５、議案第68号から日程第18、議案第81号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第81号までを一括上程いたします。

◎議案第６８号から議案第８１号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君）　議案第68号から議案第81号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　議案第68号　専決処分の承認について、専決第４号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第３号）についてでありますが、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ2,619万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は183億4,479万1,000円となりました。

歳入は、県支出金に衆議院議員総選挙費2,619万6,000円を追加いたしました。歳出は、総務費に投票管理者報酬や職員手当などの選挙執行経費2,619万6,000円を追加いたしました。

議案第69号　双葉町手話言語条例の制定についてでありますが、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、町が推進する施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を制定するものです。

議案第70号　双葉町農業用施設等の無償貸付け及び譲与に関する条例の制定についてでありますが、地方自治法第237条第２項の規定に基づき、双葉町が整備する農業用施設等を農業者等に無償で貸し付けること及び譲与することに関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第71号　双葉町消防団消防屯所の設置及び管理に関する条例の制定についてでありますが、地方自治法第244条の２の規定に基づき、町の施設として整備した双葉町消防団第１分団及び第２分団に係る消防屯所の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第72号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでありますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じるため、期末手当の年間支給割合を引き上げるために改正するものです。

議案第73号　議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでありますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に準じるため、期末手当の年間支給割合を引き上げるために改正するものです。

議案第74号　職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に伴い、若年層に重点を置きつつ、全ての号給の給料月額を引き上げるため、改正

するものです。

さらに、期末手当及び勤勉手当についても、勧告を踏まえ、年間支給割合を引き上げるため、改正するものです。

議案第75号　町道路線の認定についてでありますが、双葉町大字長塚字谷沢町地内の公衆用道路を町道として管理するため、道路法第８条第１項の規定に基づき認定するものです。

議案第76号　土地の取得についてでありますが、双葉町養液栽培施設整備事業用地を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第77号　土地の取得についてでありますが、双葉町養液栽培施設整備事業用地を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第78号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第４号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ２億534万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は185億5,013万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税などの増により６億595万1,000円を追加いたしました。

地方交付税は、普通交付税の減などにより2,293万5,000円を減額いたしました。

国庫支出金は、福島再生加速化交付金の減などにより6,068万4,000円を減額いたしました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の減などにより３億4,519万6,000円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、中長期的な職員派遣に係る負担金や税住民情報システム改修業務委託料などの増により6,059万2,000円を追加いたしました。

民生費は、物価高騰こども加算生活支援追加給付金事業費や慰霊碑整備測量設計業務委託料などの増により4,582万8,000円を追加いたしました。

商工費は、双葉駅東地区商業施設整備事業費などの増により2,997万2,000円を追加いたしました。

土木費は、西郷内橋橋梁補修工事の増などにより1,896万3,000円を追加いたしました。

諸支出金は、福島再生加速化交付金基金積立金の減などにより6,088万円を減額いたしました。

継続費補正につきましては、双葉駅東地区商業施設整備事業を変更いたしました。

議案第79号　令和６年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、歳入歳出それぞれ1,625万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億5,811万7,000円となります。

歳入は、県支出金に保険給付費等交付金1,590万円、財産収入に基金運用収入4,000円、繰入金に一般会計繰入金35万1,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費など35万1,000円、保険給付費に療養給付費などに係る負担金1,590万円、基金積立金に4,000円、諸支出金に保険税過年度還付金など31万円をそれぞれ追加いたしました。

議案第80号　令和６年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、歳入歳

出それぞれ2,540万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億2,299万5,000円となります。

歳入は、国庫支出金に介護給付負担金242万3,000円、支払基金交付金に介護給付費交付金1,090万8,000円、県支出金に介護給付費負担金606万6,000円、財産収入に基金運用収入1,000円、繰入金に一般会計繰入金など601万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費や主治医意見書作成料など95万9,000円、保険給付費に地域密着型介護サービス給付費などの増により4,040万円、基金積立金に1,000円、諸支出金に国庫支出金過年度分返還金521万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第81号　令和６年度双葉町下水道事業会計補正予算(第２号)についてでありますが、収益的収入及び支出において、収入として一般会計補助金の営業外収益、支出として人件費及び負担金の営業費用、それぞれ71万2,000円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君）　これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前　９時２８分）

１　２　月　定　例　町　議　会

(第　２　号)

令和６年第４回双葉町議会定例会議事日程（第２号）

令和６年１２月１２日（木曜日）午前９時開議

開　　議

日程第１　一般質問

３番　作　本　信　一　君

７番　高　萩　文　孝　君

５番　菅　野　博　紀　君

２番　小　川　貴　永　君

１番　山　根　辰　洋　君

散　　会

○出席議員（７名）

１番	山根辰洋君	２番	小川貴永君
３番	作本信一君	５番	菅野博紀君
６番	岩本久人君	７番	高萩文孝君
８番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	平岩邦弘君
副町長	森　隆史君
教育長	舘下明夫君
総務課長兼コミュニティーセンター所長兼秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼産業交流センター所長	横山　敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼農業委員会事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼生涯学習課長	木幡　勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上　崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　おはようございます。ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君）　日程第１、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位１番、議席番号３番、作本信一君の一般質問を許可いたします。

３番、作本信一君。

（３番　作本信一君登壇）

○３番（作本信一君）　おはようございます。議席番号３番、通告順位１番、作本信一。ただいま議長の一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

１番、町内私有地の除草について。旧特定復興再生拠点区域の避難指示が約11年ぶりに解除されてから、２年４カ月が経過しようとしています。解体による除染作業により空き地となった私有地の一部では、草木が生い茂り、除草されないまま放置された土地も見受けられます。土地の所有者からは、高齢のため避難先から町内に足を運んで除草作業をすることが困難である。業者に依頼すると、毎年のことなので支払いが高額になる。町で何とかしてほしいという声が上がっています。このまま除草せずに放置されると、近隣の土地への影響や景観、防犯上の問題など、いろいろな問題が懸念されます。個々の財産であり、町では深く立ち入ることはできないとは思いますが、このことについて町としてはどのように考えているか伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。３番、作本信一議員の質問にお答えいたします。

１、町内私有地の除草について。町内私有地の除草についてのおただしですが、議員おただしのとおり、私有地は個人の財産であり、町として立ち入ることは極めて難しい問題であります。一方で、町内住環境の整備及び美化を支援することで、帰還・移住意欲の高揚と美しいまちづくりの推進につながることから、町内私有地の除草については、町としても町民の皆様とともに取り組むべき課題であると認識しております。

そのため、現在町では、双葉町除草剤配布事業実施要綱に基づき、平成23年３月11日現在で町に居住していた世帯の代表者などを対象として、町に居住していた、または所有する宅地の除草に使用する除草剤を年度ごとに10本を上限に配布しております。除草剤の配布実績としましては、令和５年度は延べ282世帯で2,712本、令和６年度は11月30日現在で延べ290世帯に2,848本を配布しました。また、遠方に避難されていることや、ご高齢であるなどご自身で除草剤の散布ができない方に対しては、町の商工会加入事業者で除草や草刈りを行っていただけるところを紹介するなどの取組を行っております。

さらに、本年度10月より、主に双葉町内にお住まいの町民の皆様が町道や堤防といった公共施設の除草を行った場合に、報奨金を支給する取組をスタートさせたところですが、町内私有地の除草は対象としていないことから、町政懇談会においても宅地の除草について多数のご要望が寄せられたところです。そのため、来年度の当初予算編成に向け、避難指示が解除された地区を対象とした新たな制度の構築に向け、検討を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　３番、作本信一君。

○３番（作本信一君）　実は町長、今、保全管理組合、６地区で立ち上げてやっていると思いますけれども、一部の保全管理組合さんの組合長さんから、自分の地区の除草だったら何とかやってもいいような話も出ております。ただ、如何せん新山地区、下条地区、保全管理組合ありませんので、その辺ちょっと難しい問題かなと思っております。保全管理さんにお願いする方法もありますし、あとは、町長どうですか、シルバー人材センター、試しにやってみないですか。ボランティアで参加する人も多分多々いるとは思うのです。やはり町民の皆さん、こんなこと言うと失礼になるかもしれませんけれども、業者さんに頼むとどうしても高額になってしまいますので、ちょっと生活のほうも脅かすような状況になると思います。

シルバー人材センター立ち上げるのもいいのですけれども、ただ賃金いただくということになりますと、資格がないと除草作業できないと思うのです。ただ、そういう地区内の草刈りとか、あとボランティアに関しては有資格要らないとは聞いております。その辺、シルバー人材センター立ち上げていただけるのか、それを１つお聞きします。

あと、もう一つは、震災前、町内でクリーンアップ作戦やっています。それも皆さんに周知してやる方法もあるのではないかと思います。そうやると、各地に避難していますけれども、私も来るつもりでおりますので、その辺よろしくお願いします。

最終的になるのですけれども、あとこの原因をつくったというのは、東京電力なのです。だから、帰還困難区域は今でも家屋の除草をやっています。だから、その辺、原因つくった東電さんにもやはり協力いただきまして、業者さんに頼むなら頼んでも、その分の資金援助とか、あとは今までどおり帰還困難区域同等の除草を町からも再度お願いしていただきたいと思います。町長お答えよろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。
○町長（伊澤史朗君）　作本議員の再質問にお答えいたします。まず、ご指摘の点ですけれども、まず基本的に、個人の土地、いわゆる私有地になりますから、行政として、先ほども答弁で申し上げましたとおり、なかなか勝手に介入するということは非常に難しいということはご理解いただきたいと思います。

また、町内の避難指示解除した各農地で保全管理組合というのが立ち上がって、農地の除草であったり、農地の再生利用するための取組は行っておるのはもちろん私も承知しております。農地に対しての取組だけではなくて、各取組に関して保全管理組合の方がそういうふうな考えをお持ちになっているということであれば、協力していただけるものは協力していただきたいというふうに考えておりますが、ただ今回避難指示解除した特定復興再生拠点区域というのは、面積にしまして555ｈａあります。その全てが除草対象になるというわけではありませんけれども、かなり広範囲と広域の場所になります。それを全体的に取組としてやるというのは、非常に今の双葉町の避難指示解除をして、住民の皆さんが帰還が始まっておりますけれども、町内居住人口というのは、ご存じのとおり今現在、約170名程度です。そういった中で、先ほどご指摘ありましたシルバー人材、これも検討はしなくてはならないのですけれども、絶対数がどうしても足りていないというのが現状厳しい状況だろうと。また、帰還・移住をされている住民の皆さんが、そういった除草とかそういったものに関して、経験のある方が大勢いれば、かなり効果的な取組になるのだろうというふうに考えておりますけれども、残念ながらお見受けしたところ、そういう方はあまりおられないように感じています。

ただ一方では、前田川の河川とか、そういったものに関しまして、個人で景観を保つために、本当にボランティアで除草されている方を見受けることはありました。なので先般、そういった取組をされている方に、町として報奨金という形で、その労働対価に対して十分なものではありませんけれども、考え方としては、燃料代程度は支給をすると。一方個人の宅地に関しましていろいろな問題、先ほどご指摘ありました問題というのは十分理解をしております。そういったもので、どういうふうにしたらいいかというのは今議員からもご指摘ありましたように、シルバー人材センター、そういったものが立ち上げることができればいいのですけれども、今私が申し上げたとおり、なかなか厳しい状況だろうと。町として今考えなくてはならないのは、一番対応として問題なくやりやすい方法というのは、議員からご指摘ありましたクリーンアップ作戦、これ年間毎年各行政区で公の土地であったり、そういったもの除草をする取組ありました。各行政区の中で、行政区長さんがそういうお声がけをしていただいて、集まっていただく方で、その行政区行政区の取組をしていただくということになれば、かなり有効な方法になるのだろうというふうに考えております。もし、そういうふうな取組をされるのであれば、町としてはその支援に関しては検討させていただきたいというふうに考えております。

あと、私有地の部分で一番問題は、その私有地の持ち主の方の了解を得るかどうかということだと思うのです。そういったことを、もし了解を得るとするならば、各行政区の区長さんに負担は大変大

きくなると思うのですけれども、取りまとめをしていただくと、行政区で集まったクリーンアップ作戦とかそういったものも枠を広げて取り組むことが可能ではないかというふうに考えております。そういったこともぜひ今後協議をさせていただいて、どういうふうに町内美化も含めてできるかということを検討していきたいというふうに考えております。

なかなか町内の個人の土地に関しての除草だけであればいいのですけれども、残念ながら長期間戻ってこられない除草をしなかったお宅、私も休みのとき町内を散歩して町内の状況を見ているのですけれども、既に木が生えているお宅があります。木の場合だと除草ではなくて抜根とかそういったものになりますから、そういったようなことになるとどうしても専門の業者にお願いしなくては対応できないというふうなこともありますので、そういったものを除外した中での除草に対応するということであれば、今言ったような方法が検討される可能性があるのだろうというふうに考えております。

いずれにしても、町に戻ってくる住民が増えてくるというのが、対策としては住民の共助の精神でやることが一番効果は出てくるのだろうというふうに考えております。そういったことで、皆さんがふるさとを思う気持ちで協力をしてやっていくというふうな意識の高揚といいますか、そういったことをぜひ各行政区の中でご検討いただきたいというのが、町としてはお願いしたいことであります。

○議長（伊藤哲雄君）　３番、作本信一君。

○３番（作本信一君）　これからもよい方向で町からの支援して、何とかきれいな町にしていただきたいと思います。

続きまして、２番の質問に入りたいと思います。福祉施設等の整備について、旧特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、町に帰還した町民については高齢者が多いのが現状です。町に帰還した町民が地域で安心して暮らし続けるためには、早急に福祉施設等の整備が必要と考えますが、町の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　２、福祉施設の整備について。福祉施設等の整備についてのおただしですが、震災以前は町内に医療機関や福祉施設などが存在し、町民の生活をサポートしていましたが、東日本大震災及び原子力発電所事故により、全ての施設が閉鎖され、現在は令和５年２月に駅西地区に開所した町立診療所のみとなっています。

また、福祉サービスの核となる双葉町社会福祉協議会については、いわき市、郡山市、白河市、南相馬市に拠点を置き、主に避難した町民に対する福祉サービスを提供しておりますが、町内には拠点がないため、町内居住者が日常的に福祉サービスの提供を受けることは難しい状況にあります。そのため、町としましては、本年６月にみやぎ生活協同組合様と地域見守りの取組に関する協力協定書を締結し、独り暮らしの高齢者などの住民を見守る取組を強化いたしました。

また、子供から高齢者まで、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービ

スを受けることができるように、駅西地区に介護、健康増進、相談、交流機能を備えた複合的福祉サービス拠点の整備を進めております。令和９年度の開所を目指し、今年度は施設の基本計画の策定業務に取り組み、次年度以降に実施設計や建設工事を進めてまいります。今後とも町民が地域で安心して暮らすことができる環境の整備に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　３番、作本信一君。

○３番（作本信一君）　町長あれですよね。やはり今、高齢者が双葉に戻ってきております。これからも戻ってくる高齢者が増えてくると思います。やはり今、社協はいわきのほうにあります。それで、やはり特老もいわきにあります。やはり高齢者が安心して戻って双葉で暮らせるのには、やはり社協さんも双葉に来ていただかなければなりませんし、特老も後々整備していかなければならないと思うのですけれども、その辺の計画とかお考えありましたら、ひとつよろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　作本議員の再質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会ですが、先ほど答弁の中で申し上げたように、県内かなりの都市に拠点を置いて、避難をされている住民の皆様の健康管理のために取り組んでいただいております。議員ご指摘の町に帰還を果たして、社会福祉協議会が町ないのはというふうな話ありました。これは、社会福祉協議会とも今協議を重ねておりまして、拠点をまず町に戻すということで、今、はっきりした年数はまだご提示できる状況ではありませんけれども、そういうふうな対応に社会福祉協議会としてもやっていただけるような方向性になっております。

また、特別養護老人ホーム、双葉町厚生病院の近辺に医療福祉施設ということで厚生病院、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会の３つが整備されておりました。そういった意味では、震災前は双葉町は他町に比べてかなり医療福祉に関しては充実した内容だったというふうに感じております。

一方では、こういう状況になりまして、全てが町内に戻ってこられない状況であります。一つ一つ取組をやっていくためには、特別養護老人ホームに関しましては、今仮設でいわき市の江栗馬場に造っておりますが、将来的に戻ってくるというふうな構想で当初立てておりますが、今現在特別養護老人ホームのそういった医療福祉の施設、町にもし戻って建設をした場合、これも経営ということに関わってきますが、経営は採算は取ることは恐らく難しいだろうというふうに、今の居住人口を考えますと厳しいと。だから、造らないのではなくて、前にも質問の中でお話をさせていただいておりますけれども、この部分こそ今後広域連携でやっていく取り組むべきものではないかというふうに考えております。

双葉町だけで居住人口、居住実態が少ない状況の中で、そういった施設を造るというのは、非常に厳しい状況になっておりますから、隣の浪江町だったり大熊町と連携しながら、広域的な自治体でそういったものを連携しながら造っていくと、そういうふうな取組を今後重ねていくべきだろうというふうに感じておりますし、それをできなければなかなか戻ってこられた住民の皆さんの医療福祉向上

というのはつながらないだろうというふうに考えております。

そういったことで、今後、その協議を進めまして、当町にできれば一番いいのですけれども、当町だけではなくて、今言ったような自治体との連携をしながら、どこが一番造ることに適しているのかも検討しながら、人材もなかなか今集めることができないような状況になっておりますから、そういったような施設に関わる人材の提供というのも厳しい状況でありますから、まずは各自治体との協議を進めながら、そういう取組を進めていくというふうにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　３番、作本信一君。

○３番（作本信一君）　戻った町民が安心安全に暮らせるよう、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、３番目の質問に入らせていただきます。双葉町の今後の復興まちづくりについて。町長におかれましては、町長就任以来、中間貯蔵施設への対応、町立学校の再開、復興公営住宅の整備、中野地区復興産業拠点整備、旧特定復興再生拠点区域の避難指示解除、駅西住宅の整備、町診療所の開設など、様々な課題に取り組まれ、実現されてきました。

一方で、特定帰還居住区域の早期の除染・解体実施と、避難指示解除の実現、農業再生、学校教育、子育て環境整備、高齢者福祉などなど、まだまだ数多くの課題が山積しています。

特殊事情を抱える当町においては、決意を持って様々な問題に取り組む必要があると考えますが、今後の復興まちづくりに向けた決意と、令和７年１月の町長選挙への再出馬の意思の有無について伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　３、双葉町の今後の復興まちづくりについて。今後の復興まちづくりに向けた決意と、令和７年１月の町長選挙への再出馬の意思の有無についてのおただしですが、私は、平成25年３月の町長就任時から復興は震災前に戻すということではなくて、将来の双葉町のあるべき姿を描くものという揺るぎない信念の下、全国に避難を強いられている町民の皆様の思いを胸に、復興に挑戦する双葉町の様々な課題に取り組んでまいりました。

除染や中間貯蔵施設の問題をはじめ、埼玉県加須市からいわき市への役場機能移転、避難所の閉鎖、いわき市での町立学校の再開、復興公営住宅の整備、特定復興再生拠点区域の設定、常磐自動車常磐双葉インターチェンジや新しい双葉駅舎の供用開始など、一刻も早く町民の皆様が安心して帰還できる環境を整備するため、復興への歩みを進めてまいりました。

そして、双葉町の復興に向けた大きな一歩として、特定復興再生拠点区域の避難指示解除を令和４年８月に実現することができ、11年５カ月ぶりに原子力被災12市町村で最後となる町への帰還を果たすことができました。しかし、町への帰還は復興のスタートラインにすぎません。ここから町の復興を加速化させるために最も重要なことは、居住人口の増加であり、交流・関係人口の拡大が鍵を握ります。

そのため、令和４年６月に復興まちづくり計画（第３次）を策定し、長期にわたる避難生活によりご苦労されている町民の皆様お一人お一人の生活再建とまちの復興を第一に掲げ、復興への歩みを止めることなく、各種施策を展開してまいりました。

復興の先駆けとなる働く拠点として整備した中野地区復興産業拠点においては、24件の企業立地が決定し、地元事業者の事業再開支援のみならず、新たな企業誘致を実現しました。

また、双葉駅西地区におけるまちづくりを加速させるため、住む拠点として整備した駅西住宅全86戸が完成し、９割以上の申込みをいただいております。

さらには、双葉駅東地区にスーパーマーケットや飲食店などの整備を進めることで生活環境の向上を図るとともに、町内における学校再開や複合的福祉サービス拠点の整備、農業の再興に向けた養液栽培施設の整備や米の作付を見据えた試験栽培の継続など、双葉町に新たな未来をつくり出す様々な取組を進めているところです。

震災から13年の月日が流れ、町民の皆様から負託をいただいた３期12年が間もなく経過しようとしています。ふるさと双葉を一日でも早く取り戻すためには、依然として見通しが立たない帰還困難区域全域の避難指示解除を実現していく必要があり、その大きな転換点となる特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

そして、現在進行形で原子力災害を受けている双葉町だからこそ、未来を考えることができる場所として新たなチャレンジに取り組めるまちを目指し、その具現化に向け高い志を持ってこれからも町政に取り組む必要があります。

先月、後援会の方々から出馬要請をいただきました。非常に光栄なことだと思っております。これまで相談すべき方々と話合いをさせていただき、熟慮を重ねてまいりました。今、私としましては、町民の皆様から負託をいただけるならば、再度出馬をして、全身全霊を傾けて双葉町の復興に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　３番、作本信一君。

○３番（作本信一君）　双葉町に残された課題達成のため、これからも全力投球でやっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君）　暫時休議します。

休憩　午前　9時３０分

再開　午前　9時３７分

○議長（伊藤哲雄君）　会議に戻します。

通告順位２番、議席番号７番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

７番、高萩文孝君。

（７番　高萩文孝君登壇）

○７番（高萩文孝君）　皆さん、おはようございます。議席番号７番、通告順位２番、高萩文孝。今ほど議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

１点目、双葉町の地域医療の充実について。令和５年２月に双葉町診療所が開所し、診療日については、当初の火曜日、木曜日、金曜日に加え、令和６年度から第１・第３水曜日などが追加となり、地域医療の充実が図られております。

さらなる町民帰還の促進に向けて、地域医療の充実は必要不可欠と考えておりますが、町民からも診療科目の充実を望む声が多いことから、コスト面や合理性の観点から、町診療所のみでは限界があると考えられるため、地域連携型医療の整備も視野に入れるべきと考えます。今後の双葉町の地域医療の充実について、町の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　７番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

１、双葉町の地域医療の充実について。双葉町の地域医療の充実についてのおただしですが、地域連携型医療は、地域の医療機関が自らの施設の実情や地域の医療状況に応じて、医療の機能分担や専門化を進め、診療所と診療所、診療所と病院、病院と病院が相互に円滑な連携を図り、その有する機能を有効に活用することで、治療段階に応じた切れ目のない医療を提供するものと認識しています。

議員ご指摘のとおり、町立診療所のみの医療体制では限界があり、限られた医療の物的・人的資源を適切かつ効率的に提供するためには、地域医療の連携が不可欠と考えております。その連携の柱となるべく、県が双葉地域の医療提供体制の中核を担う新たな病院の整備を進めており、令和11年度以降の開業を目指していることから、町としましては早期の開業を強く求めているところです。

そのような状況の中、地域連携型医療の必要性が高まっていることを感じる一方で、実現するためには様々な課題の検討が必要と考えております。町としましては、子供から高齢者まで誰もが将来にわたり安心して医療の提供を受けることができるように、先進自治体の事例や近隣町村の状況も踏まえながら、地域連携型医療の整備も視野に入れた、医療提供体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　答弁ありがとうございました。

県で今ほどいろいろ検討なさっている、令和11年ですか、開業に向けてということでございますが、結局先ほどもちょっと述べさせていただきましたけれども、双葉町診療所、先ほどの中プラス毎月第３月曜日も診療を増やしていただいていると。結局、こんなことを申し上げてはあれかもしれないのですけれども、やっぱり町長自らの人間関係とかそういうのでお医者さんも来ていただいている面もあると思うのです。やっぱり先ほど申し上げた、町長の答弁でもいただきましたけれども、なかなか

お医者さんが来ない現状とかもいろいろあるので、例えばの例ですけれども、県立医大とかそういうのとちょっと連携させてもらって、令和11年ではちょっと遅い感じもします。なので、こんなこと言ってはあれかもしれないですけれども、双葉町民だけは特別に診ていただけるとか、そういうどこか大学病院みたいのと連携していただいて、一次はこちらでいいと思うのですけれども、町民の皆さんがこちらに戻って、そういう考えとかも私個人的にはちょっと思っているのですけれども、いろいろ検討することがたくさんあるかとは思うのですが、その辺、令和11年までちょっと期間もあるので、ちょっといろいろ考えていただくお考えはあるのかどうかだけ再質問させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、皆さん、記憶を思い起こしていただくと、平成23年４月に、当時、県立大野病院と厚生病院の合併ということが決まっておりました。本来ですと、県立大野病院と合併することによって双葉町にありました厚生病院が診療科目を分けて、本来継続をして診療しているということが決まっておったわけですけれども、その直前の３月11日に東日本大震災と原子力災害ということで全町避難、それが白紙の状況になりまして、県との協議の中で、当然、厚生病院とも話をしておりますが、こういったような今双葉町の現状では、厚生病院を双葉町で再開するのは経営的に厳しいというふうな話を伺っておりました。

では、我々どうしたらいいのかと、そうしたときに、双葉町だけではなくて、双葉郡の医療体制を早急に構築しなくてはならないという観点から、大熊町にありました県立大野病院を早急に再建してほしいと、そういうふうな申入れを行っております。その結果、今回令和11年以降の病院再開ということになりましたが、我々はそれで納得しているわけではありません。今、令和６年ということで、少なくとも５年以上先に病院再開ということになりますから、県のほうに私としては要望しているのは、まずハードの部分を整備してほしいと、いわゆる病院を建築をして、入れる診療科目から入って、将来20の診療科目に関して双葉町の二次医療、中核医療として中心的な立場になる医療施設ですけれども、まず一気に20の診療科目をまとめてできるということは、今の県内の医療状況を考えたときに不可能だろうと、だったら建物を早く造ることによって、最初、診療できる診療科目を整備していったほうがどちらかというと合理的ではないかというふうな考えの下、我々双葉郡の自治体では、早期の建設ということで県のほうには要望しております。そういったことで、県としてもそれをなるべく前倒しできるように取組をしたいというふうな考えは示しております。

皆さん御存じのとおり、福島県の医療体制、非常に厳しい状況になっていると、私たち住んでいた、避難をしていたいわき市でも、なかなか病院の診療に関しては厳しい状況であるというのは新聞報道等で見聞きしておりますし、現実に体験しております。そういったことで双葉郡はもっと医療体制は脆弱な状況でありますから、それを少しでもレベルアップする、戻ってきた住民の皆さんに安心して医療に関わっていただく、お医者さんに診察していただくような体制をつくるためには、やはり思い

切って一つに集約するということが双葉郡の医療体制の確保につながるだろうということで、今現状取り組んでいるところです。

そういったことから、令和11年という県の方針ではありますけれども、前倒しにできるように、医療の体制を、もっともっと我々双葉郡の首長で要望・要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　いろいろ大変でございますけれども、引き続き医療体制の充実を図っていただければありがたいと思います。

続きまして、２番目の生徒海外派遣事業について。これまでの生徒海外派遣事業の成果と今後の具体的な展望について伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　教育長、舘下明夫君。

（教育長　舘下明夫君登壇）

○教育長（舘下明夫君）　議席番号７番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

２、生徒海外派遣事業について。生徒海外派遣事業についてのおただしですが、生徒海外派遣事業は、国際社会あるいは地域社会で活躍する人材の育成や今後の双葉町を担う子供たちの育成を目的とし、本年３月に実施いたしました。生徒たちは、イギリスのハル市にあるブールバードアカデミーを訪問し、同年代の生徒たちとプログラミングの授業に参加するなど、英語でコミュニケーションを取りながら学習することを体験するとともに、ブールバードアカデミーと町立中学校の生徒たちが学習や異文化交流を継続して実施することを約束しました。また生徒たちは、今回の派遣事業での様々な経験から多様性や異文化に対しての理解を深めることができました。

今後の具体的な展望につきましては、現地学校での学習活動や、異文化交流を継続的に行うことや、ホームステイなども取り入れながら、生徒たちがより一層英国における日常に触れる機会をつくるなど、国際社会とも積極的に交流できる人材の育成を目指すとともに、昨年度策定した学校設置基本構想で示した英語教育と国際理解教育を基盤とするグローバルな学びへの実践を目指したいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　答弁ありがとうございました。私も個人的に海外に行って異文化に触れた機会がありますけれども、やっぱり子供さんのうちから、やっぱりそういう異文化に触れるということは、本当にこれから担う双葉の町民の子供たちのその未来のことを考えると、やっぱり必要不可欠かなと思っております。予算の関係とかもいろいろあるとは思うのですけれども、後の質問にもありますけれども、これからの学校の再開に向けても、そういうのを継続的にやっていただければいいかと思いますので、なるべくたくさんの方を行けるように検討していっていただきたいと思います。継続的にやるという答弁だったので、毎年行かれるのかなとも思うのですが、その辺ちょっと再質問でお

願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　それでは、高萩議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、これは単発に終わらず継続していくことがやっぱり一番我々双葉町の子供たちを人材育成をしていくためには必要かと思いますし、今現在の町立学校においても、今年３月に行った、今３年生になりますが、その子供たちが今度後輩に対してイギリスではどんな様子だったか、そういったものを下につないでいく、こういったことが教育の一つのつなぎだと思いますし、一番は、先ほども申しましたけれども、この多様性とか異文化交流については、本当子供たちはすごい吸収力があるものですから、それがこれからの新しい双葉町に戻っての学校再開に向けては、すごく大きな原動力になるな、そんなふうに思っているものですから、今後も続けてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　続きまして、３の双葉町学校設置に向けた検討状況について。令和６年３月に双葉町学校設置基本構想がまとまり、学校設置に向けた検討がなされていると思いますが、その検討状況と今後の具体的な学校設置スケジュールについて伺います。

さらに、これからの検討課題となっている双葉町ならではの新しい教育課程、地域社会との協働、地域に向けた情報の発信、社会課題と向き合う建築・建設事業、将来に向けた拡張性・柔軟性についての検討状況を伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　教育長、舘下明夫君。

（教育長　舘下明夫君登壇）

○教育長（舘下明夫君）　３、双葉町学校設置に向けた検討状況について。双葉町学校設置に向けた検討状況についてのおただしですが、まず学校設置に向けた検討状況と今後の具体的な学校スケジュールについてのおただしですが、今年度は双葉町学校設置基本構想に基づき、建物や体育館などの施設整備の骨格となる双葉町新学校施設整備基本計画の策定を進め、去る12月３日に開催されました外部有識者による第４回学校設置検討委員会において、基本計画報告書案が策定されました。本計画案を踏まえて、今後開催する双葉町総合教育会議において、基本計画を決定したいと考えております。

開校時期につきましては、本計画案に基づくハード整備の方向性や町内にお住まいになられている未就学児及び児童生徒の状況、さらには令和12年度末までに整備される方針である福島国際研究教育機構の施設整備状況などを総合的に勘案し、令和10年４月の開校を目指して準備を進めてまいります。

具体的なスケジュールとしましては、令和７年度より設計業務に着手するとともに、詳細な教育課程や学校組織に関する検討を進め、令和８年度をめどに建設工事に移行する想定ですが、旧双葉中学校の解体工事も同時に進むため、しっかりと工程管理してまいります。詳細な行程案については、基本計画とともに改めて町議会へお示ししたいと思います。

次に、検討課題となっている５つの項目の検討状況についてのおただしですが、今年度は施設の基

本計画を策定する段階であることから、次年度から詳細な教育課程や学校組織に関する検討を進める中で、基本計画の施設構成案を踏まえ、より具体的な議論に着手してまいります。

町内での学校再開は、子育て世代にとって大きな魅力となることから、積極的な情報発信に努めるとともに、早期の学校再開を進めることで、帰還・移住定住を促進し、町の復興をさらに加速させてまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　７番、高萩文孝君。

○７番（高萩文孝君）　ご答弁ありがとうございました。

具体的に、令和10年４月開校ということで、具体的な日程で随時進めていただけるということでしたので、町民の皆さんから結構学校はどうするのだという声が盛んに上がってきておりましたので、今ほど答弁をいただいたので、その辺は町民の皆さんにもちょっとご説明できるかなと思っております。

いろいろこれからいろんな問題がまた出てくるかもしれないのですけれども、令和７年に設計を始めるとかそういう話もございましたので、いろんなハードルがまた出てくるかもしれないのですが一応目標として、今回示していただいたのはありがたいと思います。

あと、これからの検討課題５項目、この基本構想の中に書いてあって、１つ、ちょっと私も個人的に絡みそうだなと思ったのは、ふれあいクラブ等の学校との関わりとかという表現も書いてあったので、私も震災前、ちょっと私ごとで申し訳ないのですけれども、野球部のコーチとかもさせていただいたので、ぜひともそういう人を活用していただくなり、ふれあいクラブ等も活用していただきながら、いろいろな様々なこの５項目の検討課題ございますけれども、規模感とかもいろいろあると思いますが、進めていっていただければと思っております。

さらに、やっぱり子供さんを持つ親がこちらに引っ越してくるような、そういう環境整備とかも必要だと思いますが、その辺もちょっと言える範囲で、再質問でちょっと答えられればお願いしたいなと思うのですけれども、やっぱり住む場所がないとまたあれなので、その辺お考えとか、これからですというのであればそれでいいのですけれども、現段階で言えることであったらちょっとお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君）　教育長、舘下明夫君。

○教育長（舘下明夫君）　高萩議員の再質問にお答えいたしますが、まず第１点、教育基本構想の中で、議員も中を精査していただいていると思いますが、我々がこんなふうなキャッチフレーズにしました。「わたしの学校、みんなの学校、つながる学校」、そしてこの震災を経験していますので、「そなえる学校」と、この４つのキーワードを基に、学校施設も含めてこんな教育をしていきたいということで考えております。

今、議員おただしの部分で、ふれあいクラブ等って今名称が出ましたけれども、このつながる学校

というのが地域と一緒につながって、地域で学校をつくり上げていくのだと、そういうような学校を目指したい、そんなふうに考えております。

そして、もう一つのおただしは、確かに環境整備で子供たちが来るということは保護者、大人が来るわけですから、住む環境、これは必要になるかと思いますが、それは町長部局と一緒に検討しながら進めてまいりたいと思いますし、魅力ある学校をとにかく一人でも多く、双葉町のほうに行けばこういう教育ができるのだということをこれから発信して、多くの子供たち、保護者の皆様、町民の皆様が双葉町に戻ってこられるよう、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君）　通告順位３番、議席番号５番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

５番、菅野博紀君。

（５番　菅野博紀君登壇）

○５番（菅野博紀君）　おはようございます。通告順位３番、議席番号５番、菅野博紀、ただいま一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

１番、原子力損害賠償について。令和６年第３回議会定例会で質問しましたが、原子力損害賠償紛争審査会への対応について、町では要望書などの対応をしているとのことでしたが、原賠審が決めたことが損害賠償の基本となっているので、町としても責任のある対応をすべきと考えます。

第３回定例会でお聞きしました原賠審委員の方々と商工業者、双葉町町民の意見交換会についてどのように要望したのか、また結果についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　５番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

１、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおただしですが、令和６年７月24日に大熊町役場で開催された本町及び浪江町、大熊町の町民計６名と原子力損害賠償紛争審査会との意見交換会における各委員の感想といたしましては、９月12日の第67回原子力損害賠償紛争審査会の席上において、「震災当時の住民との意見交換では、金銭賠償では償うことができない居住地や生業に戻れない悲しみや新たな生活再建も進まない現状へのつらい思いなどを伺った。地域住民の苦しみが依然として続いているという現実とともに、原子力災害の大きさを痛感した視察だった」、「審査会と被害住民との問題意識のずれを認識した」などの発言があったとお聞きしております。

議員おただしの原子力損害賠償紛争審査会委員と商工業者、町民との意見交換会の開催についての要望としましては、10月28日、原子力損害賠償紛争審査会の事務局である文部科学省原子力損害賠償対策室と町担当課との意見交換の際、「継続的に住民の方の意見を聞いていただく必要がある」とお伝えをし、原子力損害賠償対策室からは、「住民との意見交換については、実施することを視野に検

討したい」とのやり取りがあったと報告を受けております。

商工業者、町民の方々の直接のご意見を原子力損害賠償紛争審査会委員の方々に聞いていただき、原子力事故から長期間経過した現在も、多くの皆さんの苦しみが依然として続いている現実を認識していただくことは、原子力損害賠償に関する施策を進めていく中で大変重要であり、大きな意義があると考えております。

今後とも機会を捉えて、原子力損害賠償紛争審査会委員の方々と商工業者や町民との意見交換会の開催を要望してまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　ご答弁ありがとうございます。

町長、すみません。これ通告書に農業者と書いていなかったので、そこは双葉町民ということで入れてもらえればと思うのですけれども、私何件か賠償の話合いに入っているところがあるのです。実際に言うと、これによって雑種地、土地の場合、140円が20倍ぐらいに賠償額が上がったとか、そういう実績はあるのです。だけれども、僕たちは個人のことなので出せないのです。東電側はそういうものを出さないですよね、弁護士さんまで入れて、見直し方向性というものを出さないのです。要は、土地の税金に係るもので出して、現状をちゃんと見ていない。逆に言うと、農業者の方、今、農業者の方は結構避難先で農業をやられている方というのはほとんどいません。だけれども、今野菜、米全部買っています。米の賠償をしているかもしれないですけれども、畑の野菜って、これ町長、個人的に言うと、同じ双葉に住んでいました、今避難先で僕たちは違いますけれども。ほとんど野菜って買わなかったと思うのです。いっぱい作って、近所の分まで作ったり親戚の分まで作ったりしていたのです。それに伴い、野菜からできる漬物もそうなのです。そういう細かい賠償が全然されていないです。

今、話をしているのは農業関係でもそうですし、商工者はもう賠償は打ち切りですから、勝手な打ち切りで。町民に対しても、町長も常々言っている、最低解除されるまでだろう、だけれども、これ何回言ってもなされていないのです。これ一方的に、文科省が主管ですよね。文科省が動くためには税金が、僕たちは待ったなしで取られるわけです。だけれども、その代わりに生活にも追われているのです。避難者であり国民であり、税金は払いなさい。それで、その税金でできた原賠審、僕は全く責任ないと思うのです。原賠審の方々はいいようにやっていますけれども、都会に住んでいれば野菜なんかを買うのは当たり前と思うのは、それは納得できます。田舎は田舎のよさで、何で生活費がかからないかとかそういうのもあります。要は、地域の絆、本当、親戚、友人、ご近所付き合い、組内とかそういうもののお付き合いで、双葉町には震災当初八百屋さんがなかったのです。僕は、東京電力の弁護士さんに言ったのです。野菜はどこで買う、どうするのですかと、食べないということにはいかないですよね、食べているのですよ、普通以上に。

それで、八百屋さんがないというのは、成り立たないからないのだよ、みんな近所からもらえるの

だよという話もしています。そんな中で、土地の評価額、雑種地でもえらいひどい、平米100円台、山林になるともっと低いところもあるのかな。だけれども、その評価を変えるような事件があったときに、東京電力ではそれと同じような方向性を町長、もらっていないですよね。多分、何件か僕が入ったところで、雑種地の評価が上がっているところがあるのです。それも２倍、３倍ではなくて、十何倍というあれで、お金はもう入っている方もいます。

それで、双葉の案件もあるし、そういう面でこの原賠審がどこまでちゃんと加害者である東京電力さん、そこをこの方向性だけではなく監視もするべきだと思うのです。原賠審の方々が時間がないのは、聞けないですね。自分たちで受けている仕事を全うにやってもらうために、我々の税金を使ってできていると思うのです。国民は平等、町民も平等だと思うのですけれども、僕は双葉の町議員なので、双葉の町民を犠牲にして成り立つ、国家事業ではないのですよね、東京電力さんというのは、電力事業は。だから、そういう反面、ちょっと原賠審の在り方というのもちょっと問いたいな、できれば僕らも、もっと議会もみんな、町民も行政一体になってこの問題には取り組まないとまずいなと思うのです。ぜひとも委員の方々全員がここに来て、全員が見て、全員がちゃんと自分のやっている仕事に、国家公務員ではないかもしれないですけれども、国の仕事なので、向き合ってもらいたいのです。

だから、９月議会で僕が要望したのは、意見交換会、これは町長、何とかこの思いも一緒に聞いていただきたい。それで、もしこれがもう個人個人でやるのだよというふうに言うではないですか、調子悪くなると。そういう場合は今までの事例でやっていきましょうよ。そういう事例何件かあるので。農業者に関して言えば、プラスさっき言った自分たちが作っているもの、あげているもの、それもやっぱり金額加算してほしいし、商工業者に関してはもう賠償は終わっています。終わっている分、解除するまでの分とかそういう交渉もやっぱり原賠審でやらなくてはまずいと思うのです。

あと、サラリーマンの方だとかそういう方はいますよね。そういう方だって打ち切るのは簡単ですけれども、年齢がある程度いってから積み重ねた役職もあるし何でもありますけれども、会社が変わればまた一からやり直しなのです。そういう面での細かい賠償が全然行われていない。子供たちもそうです。子供たちだって将来ある子供たちが、逆に言えばいじめにあった原因をつくったのも東電さんだと思うのです。そういう者に対してもちゃんとした議論も必要だと思うのです。これ全世代、本当、この事故に関しては大きな被害を受けている。大きな被害を受けているのだったら、最後の一人までやるということを東京電力さん言っていますよね。だけれども、やっていることは全然違います。個人が変わったら、では見直しして、私たちもう一回調査しますよというのもないし、原賠審の方々は言うだけ言って、決めたことをこれまでを見た感じで、見直し見直しで、もう来年の３月、あと３カ月で14年なのです。今、生活苦の高齢者の方々や、まだいまだに双葉に住所はあるのですけれども、子供たちで住所を隠している子がいっぱいいます、僕知っているだけでも。こんな双葉にしたのは誰ですかと。震災前は、僕はきれいな海があって山があって、おいしい米が取れて、人間的にもいい人

が多くて、すごくいい町で自慢できたと思います。だけれども、自分の町をここの住民なのだということを隠すような町にしたのは誰だということから考えても、町長これ、任期、私も来年の２月２日まで、町長も再選されることをお祈りしますけれども、なればなったで、ここら辺にもうちょっと力を入れてほしいのと、また原賠審の方、東京電力の方、もう来た中で、ぜひとも意見交換会やるような要望とか、現実にしてもらいたいというのは、やっぱり子供たちは子供たちの苦労もあるし、大人は大人、中高年は中高年でいろいろあると思うのです。だから、そういう意見の場をつくることによって、この双葉郡、福島県もやっぱり小さな動きから変わると思うのですけれども、町長のお考え、ご答弁お願いします。

〇議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

〇町長（伊澤史朗君）　菅野議員の再質問にお答えします。

　多岐にわたっていろいろな要望といいますか、考え方を示されたので、それに関して全て答えるというのはちょっと不可能なことでありますから、町としての考え方、それと私が思っていることも含めて答弁をさせていただきたいと思います。

　まず、原子力損害賠償、これは町民の皆さんも議員の皆さんも皆さん認識していると思いますけれども、まず最低限の賠償だということでうたっていたわけです。最低限だということが定例化して、それがもうベースになってしまっていると、これがまず１つ私はずっと疑問に思っていました。職種によって賠償のレベルというのは本来は違うべきだろうと思いながらも、何か不公平感がずっと拭い切れないと。職種によってずっと継続している賠償がありながら、そのほかの職種に関しては終わってしまったと。最低だ最低だ、最低の賠償のレベルだって言いながら、最低がもうずっともう当たり前になってきているというのは、これずっと不思議に思っていますし、我々、原子力損害賠償紛争審査会の先生方来られたときに、いつもその話で平行線になってしまうというのが、残念ながら我々もじくじたる思いでやっているわけです。

　ただ、町としてそれぞれ全ての人たちに公平公正に賠償を受けていただくという考え方には変わりはありません。特に、町として今取り組んでいるのは、賠償の期間が平成29年から平成30年まで１年間、延びたということで、福島原子力損害賠償の原告団の皆さんの裁判の結果、１年間延びたということで町民の皆さんに等しくその部分の賠償が、簡単に言うと上積みされた、加算されたというのはこれ事実です。しかしながら、町としていつも言っているのは、双葉町が避難指示解除した、まず一番最初に避難指示解除したのはいつなのですか。これ令和４年８月30日です。平成30年ではありません。その間ずっと町民の皆さんは、全国各地に避難を強いられて、それぞれ大変な厳しい避難生活を送られているわけです。そういったことを考えたときに、最低、全体的なものを考えたときに、町民皆さん等しく該当するのはそこだろうということで、原子力損害賠償紛争審査会、国、東京電力には、双葉町の場合は、最低限令和４年８月30日までは皆さん避難をしているわけですから、その分の賠償の継続ということでお話をさせてもらっています。

これ一方、前の佐々木議長と、今の原子力損害賠償紛争審査会の内田会長が双葉町に視察にこられたときに意見交換会がありました。これ正確な数字ちょっとは忘れたので、その年月日に関してはちょっとここで申し上げるのは差し控えますけれども、その当時、佐々木議長と私が原賠審の今の内田会長と話をしたときに、当時内田会長が、原賠審の委員の中で、被災をされた人たちに賠償をしている、月10万円掛ける何年という計算なのですけれども、多く出し過ぎたという意見があったというふうなことをその場で言われました。その話に関しましては、話違うでしょうと。この賠償は一番最低のレベルですよということをうたっていながら、何で原賠審の委員の人たちがその損害賠償に関して払い過ぎたという意見が出るのですかと、これ大変なことですよという話もその当時しました。これはおそらく議事録に残っていますから、それを紐とけばそういうふうな話があったというのは明らかにされると思いますけれども、そういった感覚、いわゆる我々の感覚、被災者、被害者の感覚と原賠審の委員の先生たちとの乖離があるのです。いわゆる考え方の相違です。そういったことを幾ら我々が言っても、いやこれはということで押し返されてしまうと、いやおかしいでしょうと。本来この原賠審の考え方としては、最低の賠償ですよと。当時、初代の原賠審の会長、委員の方がベースをつくりましたけれども、それはあくまでも最低限のベースですよということをはっきりうたっているわけですから、それを何か、正論化するような話というのは我々としては認められないと。それは町としてはずっと継続的にやっていかなくてはならないということで考えております。

話を聞く耳を持つということは一番大切だと思いますし、我々も常にそれは戒めとして考えなくてはならないですけれども、こうだと決めつけてしまうとそこから動かないと。いつもやはり人の話を聞く耳を持つということは大切だろうと思っていますし、原賠審の先生方には特にその件は毎度毎度お話をさせてもらっています。分かったような話するのですけれども、実は戻ると、文科省の原子力損害賠償対策室と町の担当課が話すると、何か我々言った話がちょっと違う話になってきているというのが、もうずっと続いていると、それはおかしいでしょうと。被災者一人一人に寄り添って、個別実情、個別被害・災害に関する賠償というのは違うのだということを明確にうたっていますから、それをやっていただくと。ただ、町としてそれ全体を考えたときに個別に本当は対応できればいいのですけれども、全体的なことで皆さんに該当するものというとどうしてもその期日になってしまうと、そういったことで町としてはそういう取組を今後も継続していく考えですし、個別案件、個別実情に関しては、間違いなくしっかりと話を聞いて、今議員が話しされた雑種地の話もありました。当初賠償として出してきた額と10数倍違ったと、そういうふうなことがありますから、これは皆さんにはそういったものも周知徹底していろいろな対応、対策を講じていかなくてはならない、町としてはそういったような取組で、今全体的に関係あるものはまず町がやると、個別に関してはどうしても町でなかなか対応できるものは難しいのですけれども、今言ったような期日に関してはこれは我々はずっと継続してやっていかなくてはならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　５番、菅野博紀君。
○５番（菅野博紀君）　ご答弁ありがとうございます。
　町でもこうやって一生懸命やってもらえるのであれば、少しでも賠償が進めばいいなと思っています。ただ、町長、最後に１つだけ答えてほしくて、最初に言っておきますけれども、話合いの機会はつくるように努力してほしいと思っています。これは議会でもあと話し合って、みんなで話し合わなくてならないし、行政と例えば議会と最初話し合って、こういう場を設けようとか、そういうのは今後必要だと思います。
　あと、町長、もし本当に個人の方がいいよというのであれば、その実績は町には出してもいいと思うのです、僕。出してくれるという人もいるので、出たときに、やっぱりそういうカードではないですけれども、こういうのはおかしいよねとか、やっぱりやっていることが国全体がおかしいと思うのです。震災前は、電源立地交付金ありました。あれが県に100％入ると、浜通り、双葉ではないですね。４町にあって、浜通りに戻ってくる額が僕が議員になったときには18.何％だったと、20％未満、要はハイリスクローリターンです。リスクは本当にすごい。だけれども、福島県全体でお金は使う。それで、実際に震災後も中間貯蔵影響緩和交付金、中間貯蔵影響緩和交付金て中間貯蔵があるところがもらうと思うのですよ。大熊、双葉だと思いますけれども、そのうち3,010億円のうちに県が持っていっているのは約2,000億円です。それで、双葉、大熊で1,000億円、紐付き、話が全然違う。こういうふうな補助金とか、そういうリスクの部分だけ水を流して何かもらっているので、やっぱり言うべきところは言わなくてはならない。
　町長の今の答弁の中にも言っているというのは分かるのです。今度は、町長一人ではなくて、みんな全体で言って闘わなくてはまずいな、司法まで何か変わっているのです。１人10万円とかというのは、それは町長言うように、１年延びたのは、やっぱりそれはいい結果だと思います。だけれども、１人10万円というのはおかしいです。最低額でも14万幾らになるはずなのです。それを１人に払い過ぎないように10万円としたというのは、司法ももうおかしいのかなと、裁判も、これ普通に殺人事件があって何したら、何年間かというのは、72カ月で今差し切られて、１年だから80何カ月になります。それでけがした人もみんな切られてしまうという実例になると思うのです。だから、それも考えると、やっぱりおかしいなというのが僕も思っています。それは思いは一緒なので、ぜひ一緒にやりたい。
　ただ、最後に１つだけ答えてほしいのが、一番最初に言った懇談会、町民の意見を聞く場所、議会、行政から最初でもいいので、これは町長ぜひともやっていただきたいので、それに対しての答弁をお願いします。
○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。
○町長（伊澤史朗君）　菅野議員の再々質問にお答えします。
　町民の方、商工業も含めて原賠審の委員の方たちと意見交換というか、意見を取り交わすような取組、これは先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、文部科学省の原子力損害賠償対策室との

交渉の中で、町としてはそういうふうなお話をしております。対策室も前向きに意見交換をしたいというふうな検討に入っているということで、今後とも継続的にそういう申入れをしていきたいと思います。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　暫時休議します。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４１分

○議長（伊藤哲雄君）　会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　私の一般質問のときに「電源立地交付金」という発言がありましたが、それに「等」をつけていただきたいです。

○議長（伊藤哲雄君）　ただいま菅野博紀君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君）　通告順位４番、議席番号２番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

２番、小川貴永君。

（２番　小川貴永君登壇）

○２番（小川貴永君）　こんにちは。議席番号２番、通告順位４番、小川貴永。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

町内民有地の除草作業について。近年、自治体や農業分野ではドローンを用いた除草剤散布やロボットを活用した除草作業を取り入れている事例もあります。当町においても、町内における民有地の除草作業にこうした新技術を導入し、省力化を図る考えはあるのか伺います。

また、町では民有地の除草作業について、地域住民や各種団体との協力体制を今後どのように構成されるのか伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　２番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

１、町内民有地の除草作業について。町内民有地の除草作業についてのおただしですが、私有地は個人の財産であり、町として立ち入ることは極めて難しい問題であると認識しております。一方で、帰還・移住意欲の高揚と美しいまちづくりを推進するためには、町内住環境の整備及び美化が必要で

あることから、宅地の除草に使用する除草剤を配布するとともに、町の商工会加入事業者で除草や草刈りを行っていただけるところを紹介するなど、町民の皆さんと協働する取組を進めてまいりました。

議員おただしのとおり、町内における民有地の除草作業の省力化を図るためには、ドローンやロボットなど新技術を活用することは非常に有効であると認識しておりますので、来年度の当初予算編成に向け、ラジコン草刈り機の試験導入に向けた検討を進めてまいります。

また、地域住民や各種団体との協力体制の構築についてでありますが、避難指示が解除された地区を対象とした新たな制度の構築に向けた検討とともに、どのような方策があるか議論してまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　２番、小川貴永君。

○２番（小川貴永君）　自治体では除草管理の効率化と省力化に向けてドローンやロボットの活用した取組というのが各町で進められている例もありますので、ちょっとその例を挙げさせていただきます。

当町ではラジコンのロボットのほうを入れるというようなこともあるのですけれども、例えばドローンを用いた除草散布の実例というのが、これ山口県の周南市なんかでやっているのが、中学校のグラウンドにおいて農薬散布ドローンを使用した除草剤散布の実証実験が行われております。これはグラウンドを４つの区画に分けて２種類の除草剤を散布し、散布時間や散布量などのデータを集積しました。この実験は自治体と連携し実用化に向けた取組の一環として実施されていますというようなこともやっていますので、これはドローンというのは非常に操作も簡単で、作業時間もかなり短くやっていますので、これも結構比較なんかできると思います。

それと、あとは自動除草ロボットの活用なんかもありまして、これは長野県の塩尻市で株式会社、これ名前ちょっと面白いのですけれども、ハタケホットケという会社が開発した水田除草ロボット、これがミズニゴールという名前なのですけれども、これは田んぼの水を濁らせることで雑草が光合成をできないように抑制しまして、これで除草作業を自動化するというのをやっていまして、これが2024年モデルというのを作っていまして、これはラジコン型からさらに発展して、ＧＰＳの自動運転システムがつけられていますので、これは自動で除草ができるというのが可能になっております。これなんかは動画なんかで見るとかなり田んぼの中を自由自在に動いて除草できるというのなので、これなんかもかなり活用できるのではないかと思っております。

先ほどラジコンの草刈り機の話出ましたけれども、これも農林水産省でもこれ傾斜地や人が入りにくい耕作放棄地などで除草作業において、リモコンの遠隔操作をする草刈り機が導入されています。これも最近大変暑いですから、それで作業者も高齢の方が多いものですから、これはラジコンで作業することでかなり作業効率が進んで、体力的にも軽減できるというようなことが実証されております。

これらの実例は、自治体やドローンやロボット技術を活用し、雑草管理の効率化・省力化を図っている例です。双葉町においてもこれらの先進事例を参考に新たな技術を検討することで、雑草管理の問題解決に寄与できる可能性があると思われます。

それと、地域住民や各種団体との協力体制をどのようにしていくかということなのですけれども、これは先ほど同僚議員のほうの方も質問されていますし、現在双葉町というのは大体住んでいる人が175名という大変厳しい状況なのですけれども、ちょっと協力体制の提案という形でちょっと提案させていただきますけれども、その１つが、大体このニーズを確認すると、民有地所有者が除草作業においてどのような支援を求めているか。これは資金的なこともありますし、人的なこともありますし、あとどのような道具が必要かというのも、これもヒアリングしたほうがいいのではないかと。

それと協力の基盤づくりなのですけれども、これもさっき、保全管理組合なんかもそうなのですけれども、地域内の協力者を特定するということが非常に重要で、これは大変厳しいですけれども、町内会、それからＮＰＯ、地元企業、それとボランティア団体なんかをリストアップするのがいいのではないかと。

それと、さっきクリーンアップ作戦なんかの話も出ましたけれども、インセンティブの提供というのをやっぱりやったほうがいいのではないかと。これは、協力に対して住民や団体がメリットを感じられるような仕組みをつくると。それは、例えばボランティアポイント制を導入するとか、それでそのポイントがたまったことに関して景品を交換したりとか、表彰するということも行ったほうがいいのではないかと。これは双葉町でも商工会なんかでもやっていましたけれども、例えばクーポン券なんか作って提供するというようなことも行ったほうがいいのではないかと。その活動記録、こういうのを町報なんかで公表して感謝状を送ると、こういうこともやったほうがいいのではないかというような提案をいたします。

双葉町における民有地の除草作業について、地域団体や各種団体との協力体制を構成するため、まず地域除草協力隊を結成し役割を明確化する。さらに、参加者に対するインセンティブ制度をすることで持続可能な活動を推進する。町としてこのような取組を支援する意向があるかというのを、町の見解のほうを再質問いたします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　小川議員の再質問にお答えいたします。

いろいろなご提言いただきました。そのことで一つ一つ幅広に検討させていただいて、実際具体的にできること、できないことを分けて判断をしていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　２番、小川貴永君。

○２番（小川貴永君）　大変厳しい状況の中でやっていくというのは非常に難しいのですけれども、ぜひ検討してやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君）　通告順位５番、議席番号１番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

１番、山根辰洋君。

（１番　山根辰洋君登壇）

○１番（山根辰洋君）　議席番号１番、通告順位５番、山根辰洋。議長より一般質問の許可を得ましたので、一般質問を行います。

１、町民のイベント参加等の旅費・報償費等の基準の見直しについて。町主催のイベントや美化活動等において、町民個人及び芸能団体等の各種団体に参加してもらう際の旅費や報償費等について、増額を求める声を聞く機会が増えています。これは昨今の物価高騰の影響や複数人で活動し備品等のメンテナンスを要する団体においては、個人への旅費支給や報償費だけでは賄い切れないコストが発生している状況があるためと考えます。現状に即した新たな基準を検討することが可能か伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　１番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

１、町民のイベント参加等の旅費・報償費等の基準の見直しについて。町民のイベント参加等の旅費・報償費等の基準の見直しについてのおただしですが、当町は文教のまちとして、震災前から様々な伝統行事やイベントが行われておりました。現在は、令和４年８月に町への帰還を果たした翌年に双葉町ダルマ市が町内で再開されたほか、フードフェスなどの新たなイベントも開催されるなど、町の活性化を図る一翼として、様々な団体や企業の方々のご支援をいただきながら各種イベントが開催されております。町の復興状況に合わせて、にぎわいの創出と交流人口の拡大を推進することにより、人と人の絆づくりの再興はもとより、町への帰還や移住促進を促す重要な取組であると考えております。

各種イベントへ参加される方々におかれましては、県内や県外の避難先から参加される方も多く、個々に自家用車や公共交通機関を利用されておりますので、昨今の物価高騰の影響により、実際にご負担されている費用と謝礼との乖離が生じていることは認識しているところです。

町としましては、国家公務員における旅費制度の見直しのほか、県や近隣町村の改定状況も踏まえつつ、当町における現状とのバランスも考慮して、旅費や報償費の金額の見直しについて検討を進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。

○１番（山根辰洋君）　再質問させていただきます。

この基準を決める上でのぜひ住民の皆さん等の意見も聞いていただきながら、新たな基準を考えていただきたいなというのが思っているところではあるのですけれども、結構最近、なかなか今の現状だと協力するのが難しくなってきているよというのも実はちょっと町民の方からちらちら聞かれているところもあったり、さきに同僚議員からも質問あったとおり、やっぱり住民の力を引き出すためのある程度のそういった、住民の力というか協働を促すための何らかの町からの働きかけであったりだとか住民と決めていくみたいな、そういったこともすごく重要なのかなというふうに思っています。

委員会の調査の中でも住民の窓口をつくっていく必要性であったりとかもお話をしたりだとか、あ

とは、前の私自身の一般質問の中でも小規模多機能自治というような、既存の、もともと社会が成り立っていたときにつくった仕組みだとどうしても抜け落ちてしまう。今の双葉町の現状、なかなかまだ混沌としている中で、今までと同じ仕組みを適用していくとどうしても隙間が生まれていってしまうというような、そういった状況もあると思うので、ちょっとさっきの同僚議員の質問ともちょっと近いのですけれども、しっかりと協働の窓口を一本化しつつ、文化であったり自治であったり行政区であったり、いろんな住民の皆さんの力を引き出すためのニーズを聞き取るような、一本化した窓口をつくっていくということも大事なのかなというふうに今考えているところです。

なので、ちょっと今回、報償であったりだとか旅費を切り口にさせていただいたのですけれども、一つはやっぱり、来て、皆さんイベント終わって解散ってなってしまって、なかなか今の現状を吐露するという場があんまり多くないのかなと思うので、ぜひそういった集まったときに聞き取りできるようなとか、実際イベントに参加してみての現状であったりだとか高齢化もあったりもすると思うので、ぜひそういったのをニーズをちゃんと聞き取れるような一本化した町の住民対応できる窓口の必要性もこの基準づくりと併せて考えていただきたいなと思いましたので、その辺りのちょっと、被ってしまうかもしれないのですけれども、考え方ぜひお聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　山根議員の再質問にお答えいたします。

確かにイベント終了後、そういうふうな機会というのはないのですけれども、皆さんからそういうふうなお話をしていただくということも必要ですし、そういう場所に私自身も伺って今後は聞いてまいりたいと思います。

一番は、そういったような話も含めて町政懇談会というのを開いているわけですから、もしそういうふうな皆さんからのご指摘であったりご要望であれば、町政懇談会にぜひ参加をして、そういうふうな意見を言う場所を提供しておりますので、お聞かせいただければと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。

○１番（山根辰洋君）　ちょっともう少し具体的に、この住民協働の窓口というのをつくったほうがいいのではないかなと思いますが、その辺もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　今議員からご指摘あった件というのは結構広範囲というか、幅広になっていきますので、様々な機会を捉えてそのことに関しては対応を検討していきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。

○１番（山根辰洋君）　ありがとうございます。

では、２番へ行きます。２、既存公共施設の利活用について。残すことを決めた旧双葉南・北小学校の建物利活用方針について、その後の検討状況を伺います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　２、既存公共施設の利活用について。既存公共施設の利活用についてのおただしですが、令和５年６月６日に開催された議会全員協議会において、旧双葉南小学校及び旧双葉北小学校については、体育館などの附帯施設は解体し、校舎は改修せずに残置した上で利活用を検討する方針をお示ししました。

旧南小学校については、東日本大震災及び原子力災害のアーカイブ施設としての役割を持たせるため、改修せずに視察者を受け入れる施設として活用する方向で検討を進めております。また、北小学校校舎については、民間活用を進めるための条件や利活用の形態などの検討を進めており、今年度は民間事業者等が幅広に活用できるように、北小学校敷地周辺の用途地域の変更に着手したところであります。今後は、先進自治体の事例などを参考にしながら、民間活用に向けた事業者の選定に向けて、プロポーザルの準備などを進めていくこととしております。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。

○１番（山根辰洋君）　ありがとうございます。

再質問としては、放置をしておくということも含めてなかなかその耐用年数であったりだとか経年劣化であったりだとか、手を加えていくということも必ず必要になっていくと思うのですけれども、その辺りの開放していく、特に南小ですけれども、開放していくに当たっての、ほっておけばほっておくほど、またかかるコストもかかってくるのかなと思うので、その辺りの考え方というのですか、耐震性も含めたどういうふうなスケジュールでどういうふうに、公開が逆にいつまであのまま放置できるのかとか、その辺ってどこまで考えられているのかというところが１点です。

もう一点、北小のほうも同様なのですけれども、やっぱり解除された時点でもう既に11年、12年たっていて、ここからもう一回改修をしようと言って２年過ぎているところだと思うので、当時、活用しようと思って想定していたコストと、今またやろうとしているところのコストとだんだん変わってくると思うのですけれども、何かその辺の経年に加えての何かその追加のコストをどういうふうに捉えているかとか、その辺りをちょっとお聞きしたいというところです。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、南小学校ですけれども、これはなぜ改修とか手入れをしないでそのままで利用するかといいますと、多くの方に南小学校を見ていただいたときに、震災のときの小学校の生徒の皆さんたちがいかにこの大変な、慌ただしく避難をしたかと、実は双葉町でオリンピアンの人たちとスポーツフェスティバル、いわきの植田でやったり、広野のＪヴィレッジでやったときに視察をしていただきました。そうしたら、バスで移動するときに明るく楽しく話をしていた人たちが、南小学校に入って少し見学をしたらもう言葉を発しなくなったのです。それだけ原子力災害で避難をされた小学生の人たちの臨場感というか、その雰囲気が恐らく彼女たちは感じられたのだと思います。そのときに言われたこと

は、これをぜひ後世に残して、多くの人に見ていただく施設、原子力災害と津波地震、そういった中で一番被害の大きかった双葉郡内でそのまま存置して残している学校って実はないのです。津波で残している請戸小学校はありますけれども、原子力災害のそのままの状況で残して見ていただくような施設というのはないということから、まずそのまま残して多くの方に見ていただこうと。

ただし、先般、違法に入って映像等を流した人がいます。そういったものを今後入れないような取組であったり、個別にオープンにしてしまうと、いろいろこの問題があるだろうと、できれば団体で見ていただいて、必ず町の職員、そういうふうな対応でしっかりそういうふうな貴重なアーカイブ施設を変にいじってしまうことのほうが、後世に伝えることができなくなってしまうのだろうということで、まず南小はそういう考えでそのまま残して皆さんに見学していただくと。北小学校に関しましては、確かに議員ご指摘のように、時間がたって整備をして新たな使用目的を考えてやっていくと、経費に関してはかかってしまうと、それも含めてプロポーザル等を導入しまして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。

○１番（山根辰洋君）　ありがとうございます。

ちょっと最後に、南小のほうに関してもう一回質問させていただきます。近くだと請戸小学校があると思うのですけれども、新聞記事等々で、今指定管理という形で外部の団体に任せています。今年度からだと思うのですけれども、任せるようになったと思いますけれども、やっぱり入館料だけでもあれを維持するのってもう無理であるということで、民間の知恵を活用してああいう形に今していると思うのですけれども、今町長おっしゃっていただいた形ももちろん分かるのですけれども、一方で、どうやってそのコスト回収、どうしても崩れゆくものだと思うので、その辺り残しておくことだけでも多分コストがかかるというところで、今の形で果たして維持ができるというか、多くの人に見てもらえるものになるのかというのはちょっと今難しさもあるなと思って、ソフト面、これから考えていくところだとは思うのですけれども、何かそういった費用面をどう回収していくかというイメージが、今現時点あればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　山根議員の再々質問にお答えいたします。

南小学校におきましては、取りあえず今の状況で、先ほど申し上げたような取組をさせていただくということで、まずあの建物は今現在も荒廃が進んでいます。どういうふうに手直しとか、後世に継続的に残すかということも含めて、荒廃の状況を判断しながら取り組んでいくしかないのではないかというふうに考えています。今現在は、取りあえず問題なく見ていただくような施設としては提供できると思っています。ただ、どういう破損であったりどういう損壊があるのかというのもしっかり今後継続的に判断をしていって、そのときに検討をどういうふうにするべきかというのを考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。
○１番（山根辰洋君）　では、３番、復興まちづくり計画（第３次）の振り返りと次期計画の策定について。双葉町復興まちづくり計画（第３次）の計画期間の折り返し地点に差しかかり、次年度には見直しを検討する時期かと思います。その中でこの計画の進捗率について、実施計画の予算執行率も踏まえどの程度進捗されているか、また進捗されていない事業は何があるのかを伺います。
　また、本計画は、双葉町に帰町する前に策定されたものであり、帰町後に顕在化した課題もあるものと考えられますが、本計画で捉え切れていない帰町後の課題についてどのようなものがあるか伺います。
　最後に、次期計画の策定に向けてはどのような方法とスケジュールで進めていくのか伺います。
○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。
（町長　伊澤史朗君登壇）
○町長（伊澤史朗君）　３、復興まちづくり計画（第３次）の振り返りと次期計画の策定について。復興まちづくり計画（第３次）の振り返りと次期計画の策定についておただしですが、双葉町復興まちづくり計画（第３次）は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除以降の具体的な取組や施策、事業を示した令和４年度から令和８年度までの計画であります。
　議員ご指摘のとおり、令和６年度は、本計画の折り返し地点に当たることから、計画に基づく各種事業の実施状況の進捗を検証することとしており、現在、計画担当課が全課に事業の進捗状況をヒアリングしているところであり、今後、ヒアリング結果を踏まえ、課題の洗い出しや事業の整理、予算への反映などを進めてまいります。
　帰町後の課題につきましては、多岐にわたりますが、喫緊の課題は住まいの確保についてであります。えきにし住宅は既に９割以上の申込みをいただいており、民間アパートは建築資材の高騰などにより整備が進まず、整備されてもすぐに満室となる状況が続いております。引き続き、国や県と連携し、住宅確保の取組をさらに加速させる必要があると認識しております。このほか、町内での学校再開や営農再開などの課題が山積しておりますので、復興のフェーズを的確に捉えながら、各施策を効果的に展開してまいりたいと考えております。
　次期計画である復興まちづくり計画（第４次）については、令和９年度から令和18年度の10年間の計画とする予定であり、まずは次の10年を見据えた基本構想を策定し、来年度から２カ年をかけてアンケート調査やワークショップなどあらゆる機会を通じてご意見をいただきながら、計画の策定を進めることとしております。計画策定後においても、前期５年の経過後に見直しを行い、後期５年分を新たに策定する予定でおります。
○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。
○１番（山根辰洋君）　ありがとうございます。
　今計画中、これからヒアリングを進めていくということであったので、ちょっと具体的にというと

ころではないのですけれども、まず１つは、計画のつくり方のところで、２カ年でじっくりやられるということだったと思うので、しっかりとより土地が使えるようになって、より具体的にチャレンジしている人というのも増えてきていると思うので、そういった方もしっかりと巻き込んでつくっていただけたらいいなというのが１点でした。

あともう一つは、やっぱり今なかなか住宅の課題とかもあったりとか、町長からも以前からもお話あったと思うのですけれども、もう少し民間の投資を促すような、どこに向かっていてどこに民間の投資余地があるのかとか、そういったこともしっかりと計画の中に入れていく必要があるかなというふうに思っていました。なので、そういった民間の人が投資しやすいような計画づくりとか、そういったものがちょっと現時点で具体的になっていない部分もあると思うのですけれども、どういうことをそういうふうに言語にしたり計画に落とし込んでいくと、民間が参入しやすくなるかというふうにその辺りをどう考えていらっしゃるかというのをちょっと今の時点でお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、ご指摘あったことに関しましては、現時点ではいろいろな対応を今後のものと柔軟に考えながらやっていくしかないだろうというふうに考えております。１つご指摘あった住宅事情、これは皆さん御存じのとおり、建築単価の高騰ということで、非常に民間企業にもお願いをしているところでありますけれども、なかなか皆さんが町に参入するということに関しては、はっきり言って消極的と、簡単に言うと民間アパートとか何か我々期待していたところなのですけれども、建築単価の高騰によりまして、結局その家賃にはね返ってくるわけなのです。皆さんが入っていただくような家賃提供となると、採算割れしてしまうと、そういったことでなかなか厳しいと、何社かの大手の民間企業にお話をさせていただきました。ただ、それで我々諦めたのでは町民の皆さんがなかなか帰還するのにいろいろなニーズに応えることができませんので、まだ公表できる段階ではありませんけれども、ある大手の企業と交渉して、町のこの計画を説明をいたしましたところ、関心、興味を持っていただいて、今検討していただいている状況です。そういったような企業が呼び水となって賃貸住宅であったり、そういったものを造ることによって、多くの双葉町に関心を持っておられる、特にもともと住んでいた住民の皆さんが帰還していただくことが一番ベストだと思ってはおりますが、それだけではどうしてもこの町を支えていく人材の不足というのは補えるような状況ではありませんから、移住定住のそういったような考えを持っている方にも参入していただくというのが必要だろうと。

いずれにしても、町のそういったような取組というのはどうしても人間の部分で言わせていただくと、絶対数が不足しているというのが一番今後の課題なのだろうと思っています。さきの一般質問の中でも一番町の喫緊の課題というのは、居住に対する対応をどういうふうに進めていくかというふうに思っていますし、いろいろ皆さんからご指摘をいただきながら、何かいい方法があれば、これは我々話を聞かないのではなくて、聞いてしっかりと検討させていただいて取り組んでいく考えでおりま

すので、よろしくお願いしたいと思います。
○議長（伊藤哲雄君）　１番、山根辰洋君。
○１番（山根辰洋君）　ありがとうございました。
今、民間投資の話でもう一回再質問させていただきたいなと思うのですけれども、やっぱり民間、これ企業だけではなく個人も民間と捉えたときに、この場所で暮らすことが楽しそうかどうかという未来があるかどうかというところはすごく重要かなと思っていて、それが今回、みんなでつくっていく計画というのが一つの未来になっていくのだろうなというふうに思っています。
一方で、あとはここで実際生きてみたけれども、暮らしてみたけれども、ビジネスやってみたけれども、うまくいったかどうかという、何かここも結構ダブルで投資するときに、多分、未来、計画すごくいいものがあるよね、でも、実際どうですかってやっぱり現地の人に聞きにきて、その後、本当にここに来るかどうかってなると思うので、今既にトライをしている人たちへの支援というのも結構重要になってくるのではないかなというふうに思っています。今の場合だと、誘致企業があったり、中野産業拠点があったりとかというところだったり、これから東邦銀行を中心にインキュベーションセンターで民間のスモールビジネスもつくっていくというような発想はあると思うのですけれども、立ち上げの支援だけだと、なかなかこのイニシャルだけではなくランニングのところ、やっぱりそこが経営上の課題だったり環境要因だったり、かなり大きく左右されるというふうに私自身も今経営をしていて感じるところなので、その辺りの支援もしっかりつくっていかないと、本当に未来に投資しようという、ここで暮らしたいという個人も含めてやっぱりなかなか入ってきづらいのではないかなと思うので、その辺りの入り口だけではなく、継続していく、ここでしっかりと定着していくというようなところに対しての何かこう今の現時点で考えていらっしゃることがあれば、ちょっとお伺いしたいなと思います。
○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。
○町長（伊澤史朗君）　まずは、今のご指摘ですけれども、町内に住んでおられる方はもちろん、町内で事業をしている方々からも意見をいただき進めていきたいというふうに考えております。
一方で、中野地区にあります復興産業拠点、こちらは多くの企業の参入をいただいております。今現在も双葉町の復興産業拠点に入りたいというふうな問合せ等はあります。ほぼほぼ将来的には、ここ数年で全部のエリアが埋まるだろうというふうに考えております。そういった部分では企業の参入というのは、一番最後に避難指示解除した割には順調に来ているというふうな感覚は持っています。
ただ一方で、個人で何かをやろうとする人たちに対する今後の支援の方法だろうと思っています。特にそういう方たちが双葉町住んでいただけるような感じになるでしょうと、今言われた東邦銀行のインキュベーション、こちらはまさにそういった方たちに提供して使っていただく施設というふうに考えております。双葉町に参入して成功したかという実感を持ってもらうために、どういうふうな我々のサポートというのが必要なのかというのも、全体を把握しておるわけではありませんので、そう

いった方たちとお話をする機会があれば、具体的に町としてもいろいろな支援をする方法というのは提供できるのではないかというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君）　これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前１１時２４分）

１２月定例町議会

（第３号）

令和６年第４回双葉町議会定例会議事日程（第３号）

令和６年１２月１３日（金曜日）午前９時開議

	開　　議	
日程第１	諸般の報告	双葉町議会行政視察報告
日程第２	議案第６８号	専決処分の承認について 専決第４号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第３号）
日程第３	議案第６９号	双葉町手話言語条例の制定について
日程第４	議案第７０号	双葉町農業用施設等の無償貸付け及び譲与に関する条例の制定について
日程第５	議案第７１号	双葉町消防団消防屯所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第６	議案第７２号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第７	議案第７３号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第８	議案第７４号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第９	議案第７５号	町道路線の認定について
日程第10	議案第７６号	土地の取得について
日程第11	議案第７７号	土地の取得について
日程第12	議案第７８号	令和６年度双葉町一般会計補正予算（第４号）
日程第13	議案第７９号	令和６年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第８０号	令和６年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第15	議案第８１号	令和６年度双葉町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第16	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
	閉　　会	

○出席議員（７名）

１番	山根辰洋君	２番	小川貴永君
３番	作本信一君	５番	菅野博紀君
６番	岩本久人君	７番	高萩文孝君
８番	伊藤哲雄君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	平岩邦弘君
副町長	森　隆史君
教育長	舘下明夫君
総務課長兼 コミュニティー センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山　敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡　勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上　崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　おはようございます。ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君）　日程第１、諸般の報告を行います。

双葉町議会行政視察の報告をします。お手元に配付した報告書の写しをもって、報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第６８号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第２、議案第68号　専決処分の承認について、専決第４号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　歳出に入ります。

第２款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第68号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第68号は承認することに決定しました。

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第３、議案第69号　双葉町手話言語条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第69号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７０号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第４、議案第70号　双葉町農業用施設等の無償貸付け及び譲与に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第70号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第５、議案第71号　双葉町消防団消防屯所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

６番、岩本久人君。

○６番（岩本久人君）　議案第71号の消防屯所の設置と管理に関する条例ですけれども、この中身に関してなのですけれども、この管理については指定管理者に行わせるというふうにあるのですけれども、どのような経緯でこの条例が制定されたのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　岩本議員のご質問に住民生活課長から説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君）　中里住民生活課長。

○住民生活課長（中里俊勝君）　ただいまの岩本議員の質問にご説明いたします。

指定管理者につきましては、全員協議会でもご説明したとおり、今、指定管理者等にお願いするということではございませんが、将来、指定管理者にお願いするということも想定し、制定のときに指定管理者について定めをするというような形で、条例の制定のときに盛り込ませていただきました。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君）　６番、岩本久人君。

○６番（岩本久人君）　第１分団と第２分団屯所と町のほうで整備したわけですけれども、管理についてはなかなか消防団が町内にいないという中で、管理していくというのは確かに難しい点もあろうかと思うのですけれども、消防のモットーは、地域の安全安心、自分たちで町を守っていくというのがモットーとなっております。施設の管理に関しても十分、本団、各１分団、２分団の団長と相談した上で、自分たちで管理できるというのであれば自分たちで管理していくというのが私はよろしいかというふうに思うのですけれども、十分に消防本団とこの指定管理を導入していく上では話し合っていくのかどうか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　岩本議員の再質問にお答えいたします。

当然、本団及び各１分団、２分団の分団長はじめ団員の皆さんと相談をしていかなければならないと思っております。ただ、今回のこの指定管理という考え方は、先ほど住民生活課長のほうから説明がありましたけれども、本来、管理そのものは各分団でしていただく、本団も関わってやっていただくというのが筋だと思いますけれども、現状、こちらに住まわれていないというのが一番の問題点だと思っています。

通常通り震災前のように双葉町に在住していれば、そういったものも必要ないわけですけれども、これは町に今住まわれていないということを考えたための取組だというふうに理解をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第71号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第６、議案第72号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第72号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第７、議案第73号　議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　これ町長報酬も全部絡んで72、73、74でなのですけれども、これに対しては僕は賛成なのですけれども、ただ人事院の勧告があまりにも遅いのではないかと、もうこれ支給された後に決議ですよね。それであれば大体分かっているのであれば、町として人事院の評価とかそういうものに対して、もっと早く出してもらうようにしないと、支給日が先で上げる議決が後というのは毎回思うのは、ちょっとこれ逆ではないのかなって、普通であれば、分かっているのであれば、町ではないですよね、言っているのは。町に対して言っているのではなくて、町としても分かっていると思うのですけれども、順番が違うのではないかなと思うのです。それは、町からのクレームということはないですけれども、やっぱりこれはおかしいよということをちゃんと言わないと、そこら辺、町長どんなふうにお考えですか。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　菅野議員の質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告、いつもこの時期になってしまうということで、後先逆だろうというふうなお話だと思います。要は人事院の勧告が先に出たことによってということなのですけれども、実は支給が先になってしまっていると、それを議決するのに後づけになってしまっているでしょうということをおただしだと思います。それは、町としてもどういうふうな取組ができるかも含めて、人事院勧告のほうにそういう要望をさせていただいて対応ができるのであれば、そういう取組をしていきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君）　５番、菅野博紀君。

○５番（菅野博紀君）　質問がちょっと分かりやすくなくてあれなのですけれども、やっぱりこれ人事院勧告、大事だと思います。であれば人事院勧告するのであれば、先にやってもらうのが普通で、これ後先逆というのは今までも思っていたのですけれども、何かあるのかなと思っていたのです。５期目最後なので、ちゃんとここは聞いておかなくてはまずいのかなというのがあって、万が一これ否決されたらまた大変な問題になってしまうので、そういう面から見ても、今後、多分他町ともそうだと思うのです、他自治体も。やっぱり見直すところは見直すように、きちんとこれは町ができることではないので、そういうのは要望なりそれをきちんとしてもらうようにお願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　今の再々質問でやるべきことをやるようにということだったので、当然先ほど再質問の中でお答えしておりますけれども、町としてもそういう対応をしていきたいと思います。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　暫時休議します。

休憩　午前　９時１７分

再開　午前　９時１７分

○議長（伊藤哲雄君）　会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君）　町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君）　ただいま「再々質問」と申し上げましたけれども、「再質問」ということで訂正願います。

○議長（伊藤哲雄君）　ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第73号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７４号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第８、議案第74号　職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第74号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７５号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第９、議案第75号　町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第75号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表　　決）
○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。
よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７６号の質疑、討論、採決
○議長（伊藤哲雄君）　日程第10、議案第76号　土地の取得についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第76号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表　　決）
○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。
よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第11、議案第77号　土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第77号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７８号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第12、議案第78号　令和６年度双葉町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第１款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第９款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第16款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　歳出に入ります。

第１款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第２款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　７ページです。第３款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　９ページです。第４款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第６款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第７款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第８款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第９款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第78号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７９号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第13、議案第79号　令和６年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第４款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第５款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第６款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　歳出に入ります。

第１款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第２款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第６款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第７款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第８款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第79号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第14、議案第80号　令和６年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第３款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第４款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第５款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第６款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第８款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　歳出に入ります。

第１款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第２款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第５款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第６款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　第７款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第80号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君）　日程第15、議案第81号　令和６年度双葉町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により行います。

収益的収入及び支出、収入、第１款下水道事業収益。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　支出、第１款下水道事業費用。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　全体的な質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第81号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表　　決）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君）　賛成全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君）　日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和６年第４回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前　９時３５分）

地方自治法第１２３条の規定によりここに署名する。

議　　長　　　　　　伊　藤　哲　雄

署名議員　　　　　　菅　野　博　紀

署名議員　　　　　　岩　本　久　人